

運輸安全マネジメントの取り組みについて

1 基本理念

弊社では、平成18年10月より施行された自動車運送事業関係法（道路運送法他）の運輸安全マネジメント導入に伴い、安全管理規程を定めております。

今後も安全を最優先に、お客様に信頼されるバス会社を目指し、安全確保に努めてまいります。

2 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を見直すことにより、全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

3 輸送の安全に関する目標

2019年度安全目標

- (1) 人身事故0件
- (2) 車両故障0件

4 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故 — 法令に定める重大事故 — ）

2018年4月1日～2019年3月31日

- (1) 人身事故1件
- (2) 車両故障0件

5 輸送の安全に関する取り組み

- (1) 安全対策委員会 年3回開催
安全に関する事項・目標・事故防止対策の決議及び教育・研修に関する具体的な計画の策定を行います。
- (2) 事故防止委員会 年3回開催
交通事故防止対策及び輸送の安全に関する目標を労使で確認します。
- (3) 運行管理・指導者会議 年2回開催
安全対策委員会・事故防止委員会の内容を、運行管理者及び補助者に指示伝達を行います。
- (4) 乗務員安全講習 年2回開催
全運転者に対して、安全運行に関する諸法令・基準の遵守及び事故防止の研修を行います。
- (5) その他
 - ア 安全運転研修
運転者及び指導者を対象に、輸送業務の安全性向上を図るために必要な知識・技能を習得するための専門施設における研修を行います。
 - イ 運行管理者研修
運行管理者を対象に、適正な運行管理・安全指導を行うために必要な知識・技能を習得するための外部講師による研修を行います。
 - ウ 貸切バス事業者安全性評価認定
向けた意識の向上や取り組みの促進を図ります。

6 輸送の安全に関する情報

道路交通法の改正により、貸切バス・高速バスはお客様の座席におけるシートベルトの着用が義務づけられております。法律の趣旨をご理解いただきましてご協力ください。